

この理論テキストは、最近の試験傾向を研究し、所得税法に関する膨大な条文規定の中から理論問題対策として必要な重要項目をすべて織り込み、条文体系別に編集してあります。

本書を熟読し確実に理解することが合格するための一番の近道となります。

そこで、理解し、学習することができるように本書は条文ページと解説ページとを使い分けができるように作成しています。条文ページにおいては、理論の文章を記載しており、解説ページにおいては、語句の説明及び詳細な理論解説を加えております。難解な法律の規定も理解さえすれば学習しやすくなるはずです。理論の応用力をつけるためにも、ぜひ解説ページも熟読しましょう。

令和7年9月

<使用上の注意点>

1. 各規定には、過去の税理士試験の出題実績等に基づいて、重要度に応じた★印を付しております。
★★ … 最重要かつ優先して解答すべき規定であり、高い精度で暗記をして下さい。
★ … 重要な規定ですので、できるだけ高い精度での暗記を目指して下さい。
2. 条文番号については、確認する必要はありません。

所得税法スタッフ一同

凡 例

本書において使用する次の用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。

1. 所得税法関係

「法」……………所得税法

「令」……………所得税法施行令

「規」……………所得税法施行規則

「通」……………所得税法関係通達 基本通達

「個通」……………所得税法関係通達 個別通達

2. 租税特別措置法関係

「措法」……………租税特別措置法

「措令」……………租税特別措置法施行令

「措規」……………租税特別措置法施行規則

「措通」……………租税特別措置法関係通達

3. その他

「通則法」……………国税通則法

「災免法」……………災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律

「復興法」……………東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

「国外送金法」…内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律

理論の考え方	7
理論暗記の方法	23
条文における税法用語の使い方	26
理論の書き方	32
理論テキストの利用方法	33
理論の学習方法	35

〔1 総 則〕

問題 1-1 個人の納税義務者と課税所得の範囲等	36
問題 1-2 法人の納税義務者と課税所得の範囲等	42
問題 1-3 納 税 地	44

〔2 各種所得の金額の計算〕

問題 2-1 非課税所得	50
問題 2-2 保険金、損害賠償金等を取得した場合、支出した場合の取扱い	54
問題 2-3 年金についての課税関係	58
問題 2-4 各種所得の意義及び金額	62
問題 2-5 給与所得	72
問題 2-6 退職所得	76
問題 2-7 借地権等の設定に伴い取得した権利金の取扱い	80
問題 2-8 所得金額の計算の通則	82
問題 2-9 収入金額の評価の別段の定め	86
問題 2-10 資産の無償又は低額による移転があった場合	90
問題 2-11 収入及び費用の帰属時期の特例	94
問題 2-12 固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例（租税特別措置法を除く。）	96
問題 2-13 居住用財産を譲渡した場合の課税の特例（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除並びに特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除を除く。）	100
問題 2-14 利子所得、配当所得の課税関係（非課税口座制度を除く。）	104

問題 2-15	有価証券の譲渡による所得の課税関係（特定中小会社が発行した株式に係る特例、特定口座制度及び特定管理口座制度並びに非課税口座制度を除く。）……………	110
問題 2-16	特定口座制度及び特定管理口座制度……………	114
問題 2-17	非課税口座制度……………	118
問題 2-18	特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（ストック・オプション税制）……………	122
問題 2-19	特定中小会社が発行した株式に係る特例（エンジェル税制）……………	126
問題 2-20	先物取引に係る所得の課税関係……………	132
問題 2-21	家事関連費等の取扱い……………	134
問題 2-22	資産について生じた損失の取扱い（債権を除く。）……………	140
問題 2-23	債権が回収不能となった場合の取扱い……………	148
問題 2-24	貸倒引当金……………	154
問題 2-25	事業を営む居住者と生計を一にする親族が支払を受ける対価……………	158
問題 2-26	資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入……………	162
問題 2-27	取得費（有価証券の取得費を除く。）……………	164
問題 2-28	青色申告特別控除……………	168

〔3 課 税 標 準〕

問題 3-1	課税標準……………	172
問題 3-2	申告分離課税……………	176
問題 3-3	損益通算……………	178
問題 3-4	純損失の繰越控除……………	188
問題 3-5	雑損失の繰越控除……………	194
問題 3-6	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除……………	198
問題 3-7	特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除……………	204
問題 3-8	所得金額調整控除……………	210

〔4 所 得 控 除〕

問題 4-1	所得控除（物的控除）……………	214
問題 4-2	所得控除（人的控除）……………	222
問題 4-3	医療費控除……………	232

〔5 税 額 計 算〕

問題 5-1	平均課税制度	234
問題 5-2	配当控除	238
問題 5-3	外国税額控除	244
問題 5-4	住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除	250
問題 5-5	転任後の再居住年以後の特例	256
問題 5-6	認定住宅等に係る税額控除	258

〔6 申告・納付及び還付〕

問題 6-1	予定納税制度（予定納税額の減額承認申請を除く。）	262
問題 6-2	予定納税額の減額承認申請	268
問題 6-3	確定申告（死亡又は出国の場合を除く。）	276
問題 6-4	死亡又は出国の場合の確定申告	286
問題 6-5	確定申告による納付	292
問題 6-6	延 納	294
問題 6-7	純損失の繰戻しによる還付	300
問題 6-8	青色申告制度	306
問題 6-9	青色申告者の特典	312

〔7 源 泉 徴 収〕

問題 7-1	源泉徴収	318
問題 7-2	利子所得、配当所得の源泉徴収	320
問題 7-3	給与所得の源泉徴収	326
問題 7-4	年末調整	332
問題 7-5	退職所得の源泉徴収	338
問題 7-6	公的年金等の源泉徴収	342

〔8 雑 則〕

問題 8-1	帳簿書類の備付け等及び添付書類並びに総収入金額報告書の提出	344
問題 8-2	法定調書	348

〔9 国 税 通 則 法〕

問題 9-1	修正申告	354
問題 9-2	更正の請求	358
問題 9-3	更正又は決定	362
問題 9-4	不服申立て	366

〔10 国外転出時課税〕

問題10-1	国外転出（出国）時課税制度	370
問題10-2	国外転出（贈与等）時課税制度	376

付 録

I	所得税法理論体系表	382
II	理論問題出題分析表	384
III	過去理論出題問題	387

理論テキストの利用方法

本書では、条文部分を2色分けしています。これは、解答上必要とされる重要語句を赤字表記することにより、その理論の全体像を体系的に把握するきっかけとすることを目的としています。

税法では、理論体系が基本的に以下の3区分に分割されると考えられ、それぞれに応じた赤字表記を行っています。

理 論 体 系	赤字表記について	
	コ ン セ プ ト	赤字表記部分
総則・定義規定	課税所得の範囲や納税義務者、納税地などの法律の枠組みを規定しているものであり、文章構成よりも税法用語を適切に理解できているか否かが重要となります。	税法用語
手 続 規 定	申告などの各種手続きは、「誰が」「何を」「いつまでに」「誰に」「どうする」など、要件の列挙が重要となります。	要件部分
計 算 規 定	「誰が」「どのような事実関係」に基づき、「どのような取扱い」を行うかが重要となります。	主語 述語 その他重要語句

赤字で表記されている重要語句をまず理解・暗記し、その後それに黒字の部分肉付けして文章全体が書けるように学習を進めてください。

問題 **2-28** 青色申告特別控除**〔1〕 原 則** (措法25の2①②) ★★

(1) 内 容

青色申告者のその年分（〔2〕の適用を受ける年分を除く。）の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額は、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を控除した金額とする。

① 10万円

② 不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の合計額（この規定の適用前）

（注）社会保険診療報酬の所得計算の特例の規定の適用がある場合には、社会保険診療につき支払を受けるべき金額に対応する部分の金額を除く。〔2〕において同じ。

(2) 控除順序

(1)の控除額は、不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額から順次控除する。

〔2〕 特 例 (措法25の2③④⑤⑥) ★★

(1) 内 容

青色申告者で不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営むもの（小規模事業者の現金基準の規定の適用を受ける者を除く。）が、その事業につき帳簿書類を備え付けてこれにその年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る取引を記録している場合（これらの所得の金額に係る一切の取引の内容を詳細に記録している場合として一定の場合に限る。）には、その年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額は、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を控除した金額とする。

① 55万円（電子帳簿保存又は電子申告を行う場合には65万円）

② 不動産所得の金額又は事業所得の金額の合計額（この規定の適用前）

(2) 控除順序

(1)の控除額は、不動産所得の金額又は事業所得の金額から順次控除する。

(3) 申告要件

(1)の規定は、確定申告書に一定の事項の記載並びに貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、確定申告書をその提出期限までに提出した場合に限り適用する。

内容解説

1.〔1〕原則と〔2〕特例の比較

	〔1〕 原 則	〔2〕 特 例
対 象 者	青色申告者	青色申告者で 不動産所得 事業所得 を生ずべき事業を営むもの (小規模事業者の現金基準の規定の適用を受ける者を除く)
適用要件	—	事業につき帳簿書類を備え付けて 不動産所得の金額 事業所得の金額 に係る取引を記録 (一切の取引の内容を詳細に記録している場合として一定の場合に限る)
対象所得	不動産所得の金額 事業所得の金額 山林所得の金額	不動産所得の金額 事業所得の金額
取 扱 い	次のうちいずれか低い金額を控除した金額とする	
控 除 額	① 10万円 不動産所得の金額 (注) ② 事業所得の金額 山林所得の金額 合計額 (この規定の適用前)	① 55万円 (電子帳簿保存又は電子申告を行う場合には65万円) ② 不動産所得の金額 (注) 事業所得の金額 合計額 (この規定の適用前)
(注) 事業所得 の 金 額	社会保険診療につき支払を受けるべき金額に対応する部分の金額を除く	

2. 控除額

青色申告特別控除額は、原則として10万円と不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の合計額（この規定の適用前）とを比べていずれか低い金額とされている。この場合に、「合計額」という語句が脱落してしまうと、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額のそれぞれについて10万円の控除（合計で30万円）が認められることになってしまうため注意すること。

なお、ここでいう不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額は、損益通算をする前のいわゆる黒字の金額を意味し、これらの所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合には、その損失の金額を除外したところにより合計額を計算することに留意する（措通25の2-1(1)）。

不動産所得の金額	△100,000円
事業所得の金額	150,000円
(1) 原則	100,000円 < 150,000円 ∴ 100,000円
(2) 特例	550,000円(又は650,000円) > 150,000円 ∴ 150,000円

3. 小規模事業者の現金基準

小規模事業者については、その規模も小さく信用取引なども少ないことから、現金の収支だけで所得金額を計算すること（現金基準）が認められている。しかし、55万円又は65万円の特別控除額を受けるためには、正規の簿記の原則に基づき一切の取引の内容を詳細に記録することが義務付けられているため、現金主義に基づき簡易な方法により取引の記録を行っている場合には、55万円又は65万円の特別控除額は認められない。よって、現金基準の規定の適用を受ける小規模事業者の青色申告特別控除額は10万円となる。

4. 一切の取引の内容を詳細に記録している場合として一定の場合

「一切の取引の内容を詳細に記録している場合」とは、その青色申告者が不動産所得又は事業所得を生ずべき事業に係る一切の取引を正規の簿記の原則に従い、整然と、かつ、明瞭に記録し、その記録に基づき、貸借対照表及び損益計算書を作成している場合をいう。

5. 山林所得について特例が認められない理由

山林所得については、10万円の特別控除の適用は受けられるが、55万円又は65万円の特別控除の適用は受けられない。これは、55万円又は65万円の特別控除を認める規定が、みなし法人課税制度の廃止に伴って創設された規定であるためである。

みなし法人課税制度とは、不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者について法人税と同様の税額計算を認める税額計算の特例であり、山林所得はその対象から除かれていた。これは、山林所得のような非経常的な所得は、継続企業を前提としたみなし法人課税制度の趣旨にそぐわなかったためである。

6. 申告要件

一定の事項の記載：この規定の適用を受けようとする旨、控除を受ける金額の計算に関する事項

問題 4-1

所得控除（物的控除）

〔1〕 雑損控除 (法72①、87①、令205①、206③) ★★

(1) 取扱い

居住者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族でその年分の課税標準の合計額が58万円以下であるものの有する資産（生活に通常必要でない資産、棚卸資産、事業用固定資産・繰延資産、山林を除く。）について災害又は盗難もしくは横領による損失が生じた場合（災害等関連支出をした場合を含む。）において、その年におけるその損失の金額の合計額が、**足切額**（原則としてその居住者のその年分の課税標準の合計額の^(注) $\frac{1}{10}$ 相当額）を超えるときは、その超える部分の金額（「雑損失の金額」という。）をその居住者のその年分の課税標準から控除する。

（注）災害等関連支出を含み、保険金等により補填される部分の金額を除く。

(2) 損失額

(1)の損失の金額は、その損失発生直前における価額（その資産が使用又は期間の経過により減価する資産である場合には、その価額又は取得費相当額）を基礎として計算する。

(3) 控除の順序

雑損控除とその他の所得控除とを行う場合には、まず雑損控除を行う。

〔2〕 医療費控除 ★★

(1) 原則（法73①）

居住者が、各年において自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合において、その年中に支払った医療費の金額（保険金等により補填される部分の金額を除く。）の合計額がその居住者のその年分の課税標準の合計額の $\frac{5}{100}$ 相当額（最高10万円）を超えるときは、その超える部分の金額（最高200万円）をその居住者のその年分の課税標準から控除する。

(2) 特 例 (措法41の17①)

居住者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合において、その居住者がその年中に健康の保持増進等一定の取組を行っているときにおける(1)の医療費控除は、その者の選択により、その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の金額（保険金等により補填される部分の金額を除く。）の合計額が1万2千円を超えるときのその超える部分の金額（最高8万8千円）とすることができる。

〔3〕 社会保険料控除 (法74①) ★

居住者が、各年において自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合又は給与から控除される場合には、その社会保険料をその居住者のその年分の課税標準から控除する。

〔4〕 小規模企業共済等掛金控除 (法75①②、令20②) ★

居住者が、各年において次に掲げる掛金を支払った場合には、その掛金をその者のその年分の課税標準から控除する。

- (1) 小規模企業共済法に規定する共済契約に基づく掛金
- (2) 確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金
- (3) 心身障害者扶養共済制度に基づく掛金

〔5〕 生命保険料控除 ★

(1) 原 則 (法76)

居住者が、各年において次に掲げる生命保険契約等に係る保険料等を支払った場合には、その支払った保険料等について一定の方法で計算した金額（原則としてそれぞれ最高4万円、合計で最高12万円）をその居住者のその年分の課税標準から控除する。

- ① 保険金等の受取人のすべてを自己又はその配偶者その他の親族とする新生命保険契約等又は旧生命保険契約等
- ② 保険金等の受取人のすべてを自己又はその配偶者その他の親族とする介護医療保険契約等
- ③ 年金の受取人のすべてを自己又はその配偶者とする新個人年金保険契約等又は旧個人年金保険契約等

(2) 特 例 (措法41の15の5)

居住者が年令23才未満の扶養親族を有する場合における令和8年分の新生命保険契約等に係る(1)の生命保険料控除は、最高6万円となる。

〔 6 〕 地震保険料控除 (法77①) ★

居住者が、各年において地震保険料を支払った場合には、その年中に支払った地震保険料の合計額（最高 5 万円）をその居住者のその年分の課税標準から控除する。

〔 7 〕 寄附金控除 (法78①) ★★

居住者が、各年において特定寄附金を支出した場合において、その年中に支出した特定寄附金の額の合計額（その年分の課税標準の合計額の $\frac{40}{100}$ 相当額を限度とする。）が 2 千円を超えるときは、その超える部分の金額をその者のその年分の課税標準から控除する。

〔 8 〕 災免法による軽減又は免除 (災免法 2、災免法令 1) ★★

(1) 内 容

その年において住宅又は家財の価額の $\frac{5}{10}$ 以上に相当する災害による損害を受け、その年分の災免法に規定する合計所得金額が1,000万円以下である者については、雑損控除の適用にかえて、災免法による所得税の軽減又は免除を受けることができる。

(2) 軽減又は免除額

- ① 合計所得金額が500万円以下であるとき…所得税の額の全部
- ② 合計所得金額が750万円以下であるとき…所得税の額の $\frac{5}{10}$
- ③ 合計所得金額が750万円を超えるとき…所得税の額の $\frac{2.5}{10}$

内容解説

1. 所得控除の種類と趣旨

所得控除は納税者の個人的事情を考慮して、その担税力に応じた所得税負担とするために課税標準から控除するもので、次の16種類がある。

区分	種 類	計 算 方 法	趣 旨
物的 控 除	① 雑損控除	一定の損失額又は支出額を基に計算し、全額又は一定の方法により計算した金額を控除	担税力の減殺を考慮
	② 医療費控除		
	③ 社会保険料控除		強制加入等を考慮
	④ 小規模企業共済等掛金控除		小規模企業共済、生命保険及び地震保険の加入の奨励
	⑤ 生命保険料控除		
	⑥ 地震保険料控除		
	⑦ 寄附金控除		公益的寄附の奨励
人 的 控 除	⑧ 障害者控除	一定の状態にある人を基に計算し、一定額を控除	社会的に不利な状態にある者に対する所得税の負担の緩和
	⑨ 寡婦控除		
	⑩ ひとり親控除		
	⑪ 勤労学生控除		
	⑫ 配偶者控除		最低生活費の保障
	⑬ 配偶者特別控除		配偶者が所得の稼得に貢献していることを考慮し、サラリーマン世帯の税負担の緩和を図るため
	⑭ 扶養控除		最低生活費の保障
	⑮ 特定親族特別控除		大学生世代の就業調整に対応するため
	⑯ 基礎控除		最低生活費の保障

2. 課税標準から控除

繰越控除は第Ⅱ段階（課税標準）において控除されるため「課税標準の計算上控除」とされ、所得控除額は第Ⅳ段階（課税所得金額）において第Ⅱ段階の金額から控除されるため「課税標準から控除」とされる。

5

10

15

20

25

30

35

3. 「その者の」と「その居住者の」の使い分け

控除の対象者が居住者本人のほかにもいる場合（例：生計を一にする親族がいる場合）には、誰の課税標準から控除するのかを明らかにするため「その居住者の」と規定している。これに対し、対象者が居住者本人のみの場合にはその必要がないことから「その者の」と規定している。

4. 雑損控除の手続（令262①一）

雑損控除の適用を受ける場合には、確定申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害等関連支出の金額の領収を証する書類を確定申告書に添付等しなければならない。

5. 医療費控除の特例

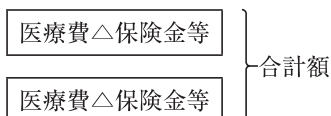
セルフメディケーション（自主服薬）推進を目的としてスイッチOTC薬の購入費用を対象とした医療費控除の特例である。OTCとは「Over The Counter（カウンター越し）」の頭文字をとったものであり、もとは医師の判断のみで使用が可能であった医薬品が、薬局やドラッグストアでの販売が許可されることとなった（スイッチされた）ものをスイッチOTC薬という。なお、この特例を受けるに当たっては、特定健康診査等の健康の保持増進及び疾病の予防への取組みを行っていることが条件となる。

6. ()書きの位置

同様の表現であっても、カッコ書きの位置により個別対応とトータル対応が使い分けられる。

(1) 個別対応 → 雑損控除、医療費控除

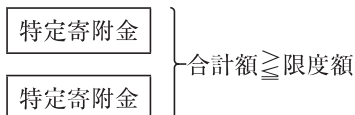
例：「医療費の金額（保険金等～除く。）の合計額」



この場合には、個々の医療費から保険金等を控除する個別対応となる。

(2) トータル対応 → 地震保険料控除、寄附金控除

例：「特定寄附金の額の合計額（～を限度とする。）」



この場合には、特定寄附金を合計した後に限度額との比較をするトータル対応となる。

7. 生命保険料控除の特例

令和7年度税制改正において、子育て世帯等に対する支援税制の一環として令和8年の1年間に限り、かつ、年令23才未満の扶養親族を有する場合の新生命保険契約等に限定して適用される生命保険料控除の子育て支援特例である。

8. 寄附に関する控除

関 連 規 定
国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税及び寄附金控除の額
政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除
認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除
公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（問題 2-19〔4〕）

9. 政治活動に関する寄附をした場合の特例（参考）

〔1〕 寄附金控除（措法41の18①）

個人が政党等に対する寄附金を支出した場合（〔2〕の適用を受ける場合を除く。）
には、その寄附金の額は、特定寄附金とみなして寄附金控除の規定を適用する。

〔2〕 特別税額控除

(1) 内 容（措法41の18②）

個人が政党等に対する寄附金を支出した場合には、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額（百円未満切捨）をその年分の所得税額から控除する。

① ^(注)（政党等に対する寄附金－2千円）×30%

（注） 政党等に対する寄附金 $\leq$ 課税標準の合計額×40% ∴ 少ない金額

② 税額控除適用前の算出税額×25%

(2) 申告要件（措法41の18③）

(1)の規定は、確定申告書に一定の事項の記載があり、かつ、一定の書類の添付がある場合に限り適用する。

※ 一定の事項の記載：控除を受ける金額についてのその控除に関する記載

一定の書類の添付：その金額の計算に関する明細書、その計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類

5

10

15

20

25

30

35

10. 所得税の減免額

災害によって住宅又は家財に甚大な損害を受けた者については、その者の合計所得金額の区分に応じ所得税が軽減又は免除される。(災免法 2)

なお、災免法に規定する合計所得金額とは、総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、特別控除後の短期譲渡所得の金額、特別控除後の長期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいい、損益通算及び繰越控除の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。

	災 害	
	住宅・家財	左 記 以 外
所得税法	雑損控除	
災 免 法	軽減・免除	—

(例)

「所得税の軽減措置について説明しなさい。」 ▶ 雑損控除、災免法による軽減又は免除

11. 災免法重要条文

災免法とは、『災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律』のことであり、災免法重要条文には次のものがある。

理論テキスト	内 容	条 文
問題 4-1〔8〕	災免法による軽減又は免除	災免法 2
問題 6-2〔1〕(4)	災免法による減額承認申請	災免法 3 ①
問題 6-3〔2〕(1)	災 免 法 に よ る 徴 収 猶 予	災免法 3 ②③⑥
問題 7-3〔9〕		
問題 7-6〔7〕		

12. 雑損控除の関連規定

生活に通常必要な資産等の損害が納税者にとって甚大な担税力の減殺要因となるため、支出額（災害等関連支出）を伴わなくとも、一定の損失を受けたという事実があれば控除を受けられ、また、所得控除の中で唯一繰越が認められている。

なお、他の規定とも密接な関係がある。

関 連 規 定
災免法による軽減又は免除：問題 4-1〔8〕
雑損失の繰越控除：問題 3-5
資産損失（事業的規模以外の業務用資産）：問題 2-22〔4〕

13. 生計を一にする親族に関するもの

(1) 所得控除

	種 類	内 容
物的 控 除	① 雑損控除	生計を一にする親族の有する資産について損失が生じた場合
	② 医療費控除	生計を一にする親族に係る医療費を支払った場合
	③ 社会保険料控除	生計を一にする親族に係る社会保険料を支払った場合
	④ 地震保険料控除	生計を一にする親族の有する資産を保険目的とする地震保険契約に係る保険料を支払った場合
人 的 控 除	⑤ 障害者控除	同一生計配偶者又は扶養親族が障害者の場合
	⑥ 寡婦控除	扶養親族（生計を一が要件）を有している場合
	⑦ ひとり親控除	生計を一にする子を有している場合
	⑧ 配偶者控除	控除対象配偶者（生計を一が要件）を有する場合
	⑨ 配偶者特別控除	生計を一にする配偶者で控除対象配偶者に該当しないものを有する場合
	⑩ 扶養控除	控除対象扶養親族（生計を一が要件）を有する場合
	⑪ 特定親族特別控除	特定親族（生計を一が要件）を有する場合

（注） 生命保険料控除は、別生計でも親族を受取人とするものであれば適用が認められる。

なお、令和 8 年分の特例（問題 4-1〔5〕(2)）においては、生計一である年令 23 才未満の扶養親族を有することが要件となる。

(2) 生計を一にする親族が支払を受ける対価

対価の必要経費不算入等 問題 2-25〔1〕	特 例
	① 青色事業専従者給与の必要経費算入 …問題 2-25〔2〕
	② 事業専従者控除額の必要経費算入 …問題 2-25〔3〕

（注） 青色事業専従者に該当するもので給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものについては、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除又は特定親族特別控除等の適用がない。

問題 6-8 青色申告制度

〔1〕 内 容 ★★

(1) 青色申告（法143）

不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う居住者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、確定申告書及びその申告書に係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる。

(2) 承認の申請（法144）

その年分以後の各年分の所得税につき青色申告の承認を受けようとする居住者は、その年3月15日まで（その年1月16日以後新たに業務を開始した場合には、その業務を開始した日から2月以内）に、一定の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(3) 承認又は却下

① 承認又は却下（法145、146）

税務署長は、(2)の申請書の提出があった場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした居住者に対し、書面によりその旨を通知する。

なお、その申請書を提出した居住者につき帳簿書類の不備等の事実があるときは、その申請を却下することができる。

② 自動承認（法147）

(2)の申請書の提出があった場合において、その年12月31日（その年11月1日以後新たに業務を開始した場合には、その年の翌年2月15日）までにその申請につき承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があったものとみなす。

(4) 承認の取消し（法150①）

青色申告者につき帳簿書類の不備等の事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、その年までさかのぼって、その承認を取り消すことができる。

この場合において、その取消しがあったときは、その年分以後の各年分の所得税につき提出した青色申告書は、青色申告書以外の申告書とみなす。

(5) 取りやめ等（法151）

① 青色申告者は、その年分以後の各年分の所得税につき青色申告書の提出をやめようとするときは、その年分の所得税の確定申告期限までに、一定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

この場合において、その届出書の提出があったときは、その年分以後の各年分の所得税については、その承認は、その効力を失うものとする。

- ② 青色申告者が業務の全部を譲渡し又は廃止した場合には、その譲渡し又は廃止した日の属する年の翌年分以後の各年分の所得税については、その承認は、その効力を失うものとする。

(6) 復興特別所得税の青色申告

① 青色申告（復興法20①）

青色申告者は、復興特別所得税申告書及びその申告書に係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる。

② 承認の取消し（復興法20②）

青色申告の承認の取消しがあった場合には、その年分以後の各年分の復興特別所得税につき提出した復興特別所得税申告書は、青色申告書以外の申告書とみなす。

〔2〕 帳簿書類 （法148①、規56～58） ★★

- (1) 青色申告者は、業務につき帳簿書類を備え付けて、これに不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額に係る取引を正規の簿記の原則に従って記録し、かつ、その帳簿書類を保存しなければならない。
- (2) (1)の帳簿書類は簡易な記録の方法及び記載事項によることができる。

〔3〕 添付書類 （法149、規65） ★★

- (1) 青色申告書には、貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額、事業所得の金額もしくは山林所得の金額又は純損失の金額の計算に関する明細書を添付しなければならない。
- (2) 〔2〕(2)の適用を受ける青色申告者は、貸借対照表を青色申告書に添付することを要しない。

〔4〕 青色申告者の特典 ★

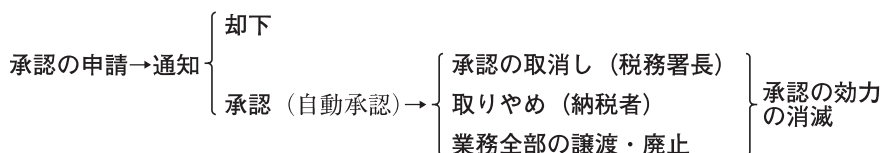
- (1) 各種所得の金額の計算
- ① 家事関連費の必要経費算入
 - ② 棚卸資産の評価についての低価法の選択
 - ③ 減価償却の特例（特別償却等）
 - ④ 各種引当金・準備金の繰入及び積立
 - ⑤ 青色事業専従者給与の必要経費算入
 - ⑥ 小規模事業者の現金基準
 - ⑦ 青色申告特別控除
 - ⑧ 減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例
- (2) 純損失の繰越控除、純損失の繰戻しによる還付、特別税額控除
- (3) 青色申告書に係る更正の特例及び推計による更正又は決定

内容解説**1. 青色申告制度の趣旨**

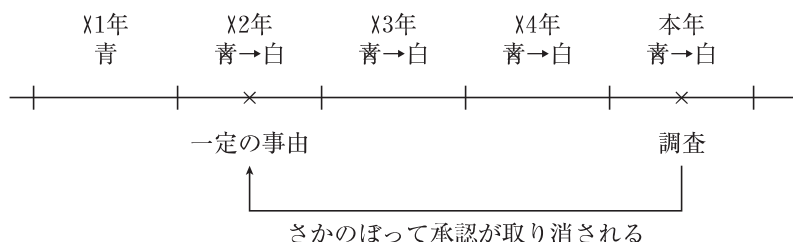
税法では、納税者及び税務行政庁のいずれか一方又は双方に税額の具体的確定行為をさせるようにしている。税務行政庁が行うものを賦課課税方式といい、原則として納税者が行うものを申告納税方式といい、所得税法は後者の申告納税方式を採用している。

青色申告制度は、正しい申告納税方式を推進し、申告納税方式の実りをあげるために設けられた制度であり、記帳習慣を確立し、納税者の提出する確定申告書に客観性をもたせるため、業務につき帳簿書類を備え付けてこれに取引を記録し、その記録に基づいて確定申告書を作成させ、その申告書を提出させることとしている。

このような青色申告に基づく確定申告にあたっては、青色申告者でない者（白色申告者）について認められない特例規定を適用することができることとされている。

<青色申告制度の流れ>**2. 申請を却下することができる帳簿書類の不備等の事実**

- (1) 業務に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が財務省令で定めるところに従って行われていないこと
- (2) 帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録していることその他不実の記載又は記録があると認められる相当の理由があること
- (3) 青色申告の承認の取消しの通知を受け、又は青色申告の取りやめの届出書を提出した日以後1年以内に申請書を提出したこと

3. 承認の取消し**4. 承認を取消することができる帳簿書類の不備等の事実**

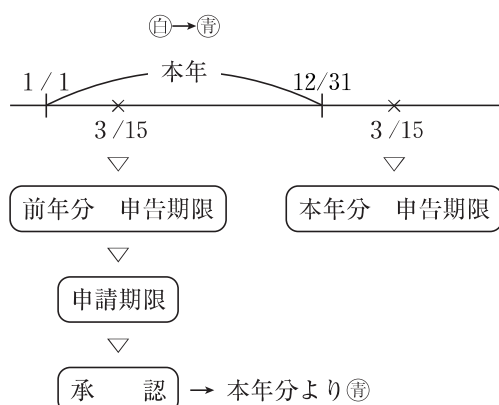
- (1) 業務に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が財務省令で定めるところに従って行われていないこと
- (2) 帳簿書類について税務署長の指示に従わなかったこと
- (3) 帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足る相当の理由があること

5. 届出書と申請書

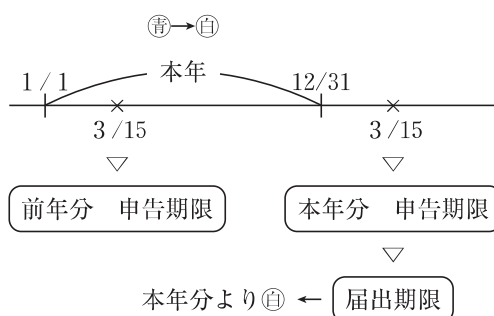
届出書……その書類を提出すればその届出た事項の効力が発生する書類

申請書……相手に対して何かを請求するための書類で、その相手からの返事をもってその効力が発生するもの

<承認の申請>



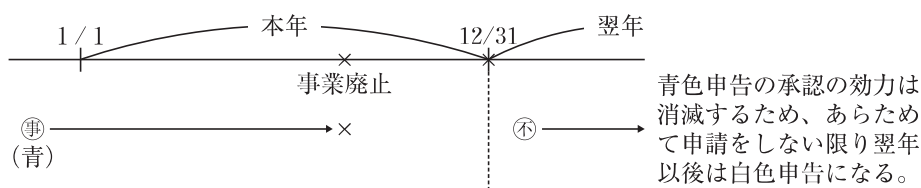
<取りやめ>



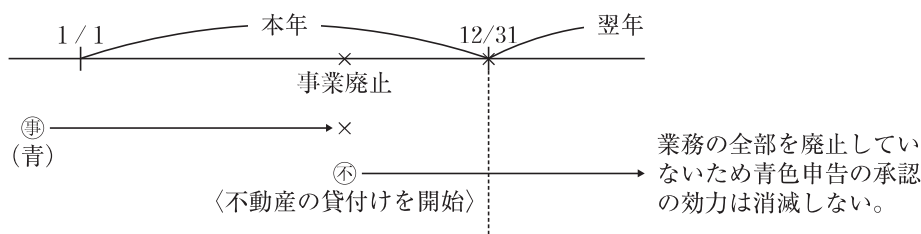
6. 青色申告の効力

青色申告の承認を受けている居住者が業務の全部を廃止した場合には、翌年分以後の所得税については青色申告の承認はその効力を失う。したがって、物品販売業を廃止した年中に新たに業務を開始している場合には業務の全部を廃止した場合には該当しないため、青色申告の承認の効力は消滅しない。

<ケース1>



<ケース2>



7. 手 続

[1](2) 承認の申請

一定の事項の記載：その業務に係る所得の種類等

[1](5) 取りやめ等

一定の事項の記載：青色申告をやめようとする年等

8. 青色申告者の特典

問題 6－9 参照

9. 個人開業に関する提出書類

開業に当たっては、所得税法等において、納税者は必要に応じて各種手続を行うことが要求されている。

(1) 提出しなければならないもの

提出書類	提出期限	提出先
個人事業の開業届出書	事業を開始した日の属する年分の確定申告期限	納税地の所轄税務署長

(2) 提出することができるもの

提出書類	提出期限	提出先	提出しなかった場合
給与支払事務所等の開設届出書	給与支払事務所等を開設した日から 1 月以内	給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長	(提出が省略できる場合) 開業届出書に記載した場合
棚卸資産の評価方法の届出書	事業開始年の確定申告期限	納税地の所轄税務署長	法定評価方法(最終仕入原価法に基づく原価法)となる。
減価償却資産の償却方法の届出書	業務開始年の確定申告期限	納税地の所轄税務署長	法定償却方法(定額法)となる。
青色申告承認申請書	その年 3 月 15 日(注 1)	納税地の所轄税務署長	青色申告者以外の者となる。
青色事業専従者給与に関する届出書	その年 3 月 15 日(注 2)	納税地の所轄税務署長	青色事業専従者給与の必要経費算入の適用はない。
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	随時	給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長	徴収の日の属する月の翌月 10 日までに源泉徴収税額を納付しなければならない。

(注 1) その年 1 月 16 日以後に新たに業務を開始した場合には、その業務を開始した日から 2 月以内

(注 2) その年 1 月 16 日以後に新たに事業を開始した場合には、その事業を開始した日から 2 月以内

理論チェック

<設問1>

青色申告制度の趣旨について、下記の語群から適切な語句を選びなさい。

青色申告制度は、正しい ① を推進し、① の実りをあげるために設けられた制度であり、② を確立し、納税者の提出する確定申告書に客観性をもたせるため、業務につき ③ を備え付けて、これに取引を ④ し、その ④ に基づいて確定申告書を作成させ、その申告書を提出させることとしている。

<語群>

・賦課課税方式	・申告納税方式	・保存	・記録	・添付書類
・帳簿書類	・税務署長の承認	・申請書	・届出書	・記帳習慣

<解答>

- ① 申告納税方式
- ② 記帳習慣
- ③ 帳簿書類
- ④ 記録

<設問2>

次の(1)から(3)について、本年から青色申告を行おうとする場合の青色申告承認申請期限を答えなさい。

なお、日曜等の休日は考慮しないものとする。

- (1) 以前から不動産所得を生ずべき業務を行っていた場合
- (2) 給与所得者が本年6月1日にアパートを取得し、同日より不動産所得を生ずべき業務を開始した場合

なお、事業所得を生ずべき事業及び山林所得を生ずべき業務は行っていない。

- (3) 以前から事業所得を生ずべき事業を行っていた者が本年6月1日にアパートを取得し、同日より不動産所得を生ずべき業務を開始した場合

<解答>

- (1) 本年3月15日 (2) 本年8月1日 (3) 本年3月15日

2026年受験対策

所得税法 理論テキスト

■発行年月日——2025年7月29日 初版発行

■著 者——資格の大原 税理士講座

■発 行 所——大原出版株式会社

〒101-0065 東京都千代田区西神田1-2-10

TEL 03-3292-6654

■印刷・製本——株式会社メディアオ

本書の全部または一部を無断で転載、複写（コピー）、改変、改ざん、配信、送信、ホームページ上に掲載することは、著作権法で定められた例外を除き禁止されており、権利侵害となります。上記のような使用をされる場合には、その都度事前に許諾を得てください。また、電子書籍においては、有償・無償にかかわらず本書を第三者に譲渡することはできません。